

# 改教時報

第十二號

明治三十二年十月十五日號

## 大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を斷絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を導く事。

## 目次

### 社説

◎宗教制度を確立せんには教義儀式の點に着眼を要す

### 論説

◎公法人の意義

蕪城賢順

### 社會

◎宗教用建物の市税免除 ◎主張なき言論 ◎選舉競争 ◎佛學教科書編纂の必要 ◎興行物の注意 ◎新ある犯罪 ◎私立小學の廢校 ◎農業學校長會議 ◎帶妻可否論 ◎日本基督教の將來 ◎雜俎

### 雜錄

◎久我侯爵北堂を吊する文 總務員 近角常觀

◎雲水雜記 醫科大學 久保猪之吉

### 令營

◎奧村五百子傳 (五) 文學士 秦敏之

### 會報

◎相州小田原愛國佛教會 ◎信濃南北佐久兩郡佛教同盟會 ◎佐久婦人會 ◎陸中岩手各支部 ◎越中越中教報 ◎河内顯耀會 ◎大坂壯年會

### 宗教制度と確立せんには教義儀式の點に着眼と要す

標して宗教制度といひ、宗教法案といふ、殿堂法案に非ざるなり、會堂法案に非ざるなり、而して從來政府者は宗教に關する法令規則を發するや、常に殿堂若くは會堂の如き建築物に重きを置き、宗教の要點たる教義儀式の點につきて注意を拂はざるが如し、蓋し是世人一般宗教其物を領解せざるに職由するもの、最も甚しき疎漏たらずむばあらず、今や政府は今後複雑なる宗教界を律せむと欲し、宗教法案を立てむとす、此際若し其過を再せば所謂龍を畫きて睛を點せざるもの、宗教法案として其功力の多分を滅殺せむ、若し此等の要點を顧みざらむか、寧ろ殿堂法案、會堂法案と名くるの適切なるには如かざるなり。

固より宗教の本體に至りては思想外に超絶せるもの、苟も法令規則の得て律すべからざることを明かなりと雖、顯はれて、教義儀式となるに至りては大に注意を加へざるべからず、既に憲法は個人として良心の自由、信教の自由を許す上に於てすら、臣民たるの義務に背かず、安寧秩序を妨害せずとの二條件を附したるにあらざるや、況んや今や進みて宗教團體の法案を立てむと欲せば、先づ宗教其物が此等の條件を満足するや否やを審査せざるべからず、若し之を審査せんと欲せば、

#### 宗教宣布の省令

宗義の教義儀式を顧みずして、果して何の處にか之が標準を取らむとする、且つ此等の點を等閑に附せば宗教法案の性質を缺きたるものと云はざるべからず、既に内務省は明治十八年に於て佛教各宗をして宗制寺法を届け出でしめ、佛教各宗に對して宗旨開闢の歴史より、其用ゆる所の聖教、教義儀式細大漏すなく、傳道方法、教導方法、其他瑣末の規則まで悉く之を審査せり、而して今や宗教法案確立の必要迫るに及び、新來諸種の宗教をして届け出でしめむが爲めに本年八月内務省は第四十一號を以て

を發せり、仔細に之を檢するに、堂宇會堂説教所又は講義所に關するの點稍要領を得べしと雖、宗教其物の性質に關しては毫も意を用ゐざるが如し、唯漠然として宗教の名稱と布教の方法の二者を問ふに過ぎざるなり、内務省は宗教の名稱に知らば其内容の如何を顧みざるの精神なるや、稱して何宗どの名稱を有せば其教義中如何なる分子を含むとも無頓着なるや、儀式中如何なる規定あるも無關係なりとするか、何そ前に佛教等に對して既に其性質の明瞭なるもの、且つ猶心をし佛教の如きは既に業に其性質の明瞭なるもの、且つ猶心を以ししこと此の如く而して今後正しく問題となる新宗教に對して何を夫れ緩漫なる今や日本精神界の大問題たる宗教に對して法案を立てむと欲する内務省にして此の如く宗教其物を理解する能力なしとせば、吾人は其手に成るべき宗教法案なるもの運命につきて大に危殆の念を抱かざるを得ず、吾人

#### 最軟弱なる外務省

は此省令の精神を以て推するに宗教法案は一種の建築物法案に過ぎざるべし、苟も常識を有するものたらしめば彼の佛教諸宗宗制寺法に於て教義儀式を届け出ださしめたりし前例のみに見るも、決して之を等閑に附する能はざるなり、吾人は如何に考ふるも内務省が此の如き重大の問題にして此の如き甚しき疎漏をなしたりと考ふる能はず、吾人傳て從來政府が宗教問題を取扱ふ方針を考ふるに、出來得る限り宗教に接觸せざらむことを勉むるは各省同一なりと雖、省を異にするに隨ひ、方針上多少の相違なきにあらざるや、文部省は常に精神界の統一に重きを置き、内務省は行政の便宜を謀る事をのみ目的となし、法制局は法理一邊に偏して他の事情を顧みず、外務省は儒々焉として外國の機嫌を損せざらむことをのみ是懼るが如し、而して宗教を取扱ふに當りて、教義及儀式を詳かにするは内治上最も重要な事に屬す、而して内治の點に着眼せる内務省が此點に心附かざりしことは到底あり得べからざるることなり、恐くば是外務省が臆病より來りしものにあらずるか世人は云ふ、現時の外務省は

#### 諸種の基督教々會の教義及儀式

を檢し來れ、外國人の手によりて組織せられ若くは外國教會の一部と看做すべし者は、教義及儀式の點に於て容易に首肯すべからざるものあり、希臘教會羅馬教會の如き教會已外の者に向て、容易に其内規を示すものにあらず、從來地方官か之を取調に着手して失敗したりしを以て知るべし、吾人は固より宗教制度を論するに當りて宗教の本體より立論して排斥するの頑冥を學び、又耶蘇教の名の下に何れの教會をも一括して論するの不精密を學ぶに非ずと雖、亦他に排外思想と見做さるゝを恐るゝか爲めに、敢て此等の點を極言せざるものを憐むものなり、抑々宗教の本體と教義儀式とは之を分ちて

論せざるべからず、世の頑冥なる論者は宗教の本體より立論して之を排斥せむとす、是不可能の事にして遂に議論形而上學に走り、結局水掛論に終らざるべからず、然れども教義儀式に顯はるるに及びては明らかに信條となり、規則となるもの、而して時勢と國勢とに隨ひ各宗教大に其趣を異にすたへは羅馬教會希臘教會の如き、既に教義の上に於て法王及びザールに對する觀念を定め、隨て儀式上に於ても之を中心として典禮を生ぜり、此の如き諸種の教義及び儀式なるもの其の本國に於て之を見れば國家に適當したる教義及び儀式なるべし、然れども其本國の國勢に適當せるだけ、我國勢と撞着し若くは我國家の典禮と衝突することなしとするか所謂江南の橋江北に生じて積となる者、是細心の注意を要すべし點なりとす而して是れ今日識者の深く憂ふる所、苟も宗教に對して法案を立てむとするものは第一に着眼すべき點なりとす、而して外務省は一時の康安を貪らむが爲めに、日本精神界の大問題を犠牲に供せんと思つて噫浩嘆に堪ゆべしや、たゞ外務省は如何なる故障を挟みたりとす、之に盲從したりとせば内務省亦斷して其責を免る能はず、若し内務省にして此の如き要點を顧みずして、同一宗教の名目の下に同一の法案を以て律せむとせば是本を顧みずして末を整一にせむとするもの寸を以て尺方も高からしむるを得べし、吾人他迄も宗教法案を確立せんには教義及び儀式を取調へ、宗教の取扱を分つべき標準の第一に位置すべきことを主張するものなり、是れ吾人か耶蘇教を仇敵視して論ずるにあらざる、亦是れ耶蘇教をして

日本化せしむる方法たらずむ、現に日本現行の基督教徒中にありても日本の基督教を唱道するものあり、勢力微弱にして常に外人の嗤笑を買ふと雖、基督教中に於ては比較的弊害少きものなり、之を彼の外國的教義を奉し、外國的儀式に従ひ、外國的資本によりて傳道に従事せる者に比して其氣節あるを稱するに足れり、言ふ勿れ、吾人を以て排外思想を鼓舞するものと、是國家か宗教を取扱ふ上に於て必然意思を用ゐざるべからざる點なり、抑々今日日本に現存せる基督教會なるものは多くば是れ

外國教會の一部

にして之を以て果して内國に於ける獨立せる宗教團體と見做すことを得べきか、希臘教會の如き羅馬教會の如き、メソジスト教會の如き、何れも本國教會より直接に之を支配し、監督を派遣するにあらざるや、政府は假りに彼外國教會の出張所を以て日本獨立の團體と見做すとするも是れ、唯名義のみ恐くは彼が請求のまに、政府は唯々諸々其命を奉するの外なかるべし、既に此の如く監督權之に及ばずして、其宗教としての特權を興ふること内國宗教團體と均しからしめば是内國宗教にハンデキャップをつけて競争を、試ましむるもの豈之を稱して自由競争と名くるを得むや

吾人は外務省の臆病を痛撃すると共に、内務省が外務省の容喙に避易せず殿堂法案若くは會堂法案にあらざるして、日本精神界を支配すべき眞個の宗教に關する法案を作らむと欲せば、先づ

教義及び儀式を屈出せしめ、之を以て取扱の標準を定め、以て調理せむことを勸告するものなり、必ずしも善然と志て力を迎へて解くを得む聊か微衷を披瀝して當局の注意を促し、且つ大方の識者に訴ふ

論 說

公法人の意義

燕 城 賢 順

近頃佛敎各宗派を以て法人となさざるべからずといふ聲が諸所起て居るが、さて其法人とは如何なる意義を有するか、公法人私法人とは如何なることを意味するか、又其區別は如何であるか、これ等を充分に解して居る人もあるけれども又解せない人も随分ある様に考へられる、依て今參考の爲に順を追ふて平易に之を解説して置くのは無益の業ではなからう

(一) 法人の觀念

權利はもと死物でありて自ら活動して其功用をさすものではない、必らず之を享有するもの之を行使するものがなければならぬ、之を享有し之を行使するものがなくては到底權利の權利たる功益を見ることが得ないと云ふことは明である、茲に於て權利の主体なる問題が生ずる所以でありて、實に權利の主体は權利の運用者でありて即ち人である、此人をば法律上分て二としてある、一は自然人、一は法人である、法律に於て自然人とは人類の形体を備へて生存して生れ且つ生存し得

べきものを指して云ふのである、次に法人とは自然人ではなくして法律上の認許に依て權利の主体たるものを云ふ、一人は必ず權利の主体となりて萬般の私權を享有し得る能力があるものであるが、然しながら各人個々の力といふものは有したる權利の利益を充分に擴張することが出来ない、社會の進歩は漸次共同の生存を嚮誘する様になり各人分立の現象は從て退去するに至るものである、此事は實に私權伸張の上にて於て尤も肝要なることでありて、此共同生存の有様は之を組織する各個人以外に別に一の獨立なる一団を認め其團體に依て百般の行爲をなすに至るものである、即ち團體を法律が認めて自然人と同じ様に權利の主体となることが出来るものとしたのである、法人なるものは此觀念に依て發達したものでありて、其本體は人の集合体を以て團體となすこともあり又財産を以て其本體となすことも出来る、然れどもかかる團體の成立を見て直ちに法人の資格あるものと見るとは出来ぬ、例へば佛敎の各宗派は如何に團體の成立をなして居ても之を直ちに法人の資格があるとは云へない、法人の資格は法律の認許がなくては駄目である、認許がなければ之れは各個人の集合に過ぎない、

自然人と法人とは其法律上の性質に於て全く相同じ、二者共に法律關係の主体である、二者共に等しく權利を有するに出来又義務を負ふと出来る、兩方共に法の之を認むるに依りて人格を有する、自然人と法人と異なる所は唯其組織と目的とを異にして居るからである、自然人は特定なる一個人より

成り一人の利益に關する範圍に於ては無定限の目的を有する、然るに法人は不定なる數多の個人より成り而して此等の個人の共同の利益に關する事項中特定の範圍に於てのみ其目的を有するものである、

(二) 公法人の觀念

(甲) 公法人と私法人の區別

法人は其目的より分類せば二とすことが出来る、一は公法人一は私法人である、公法人とは國家の公の事務を行ふを以て其存立の目的とする、私法人とは私法上の關係に關する事務を行ふを以て其の存立の目的とする、故に國家自身は公法人の最も重なるものなり、然れども爰に論ずる所の公法人は國家を除く、唯國家内の團體に就てのみ云ふものと知るべし、さて如何なる事務が國家の事務でありて、如何なる事務が私事務なるやは、一に當時の國法の下に於て國家が之を決すべきものである、例へば現時の國法に於ては一人の生活を維持するは私事務ではあるけれども極端なる社會主義の實行せらるる時代には國家は各個人の生活を維持するを以て其公の事務となすことを得る様に、國家は當時の國法の下に於て種々審査の上公私の事務の區別を立つべきものである、

る、各宗教團體に對し彼を公法人とし此を私法人と分つが如きも亦然りである、今現行法規の下に於て如何なる法人が公法人にして如何なる法人が私法人なるやを判断せば大略左の通りである、

(イ) 公法人の私法人と區別せらるゝとの出来る特著の一は其外部に對する關係が公法の規定に依りて支配せらるゝことである、然れども此區別は未だ之のみを以て明瞭なる標準となすことは出来ぬ、私法人でありても種々の場合に於て公法の規定に依りて其外部に對する關係を規定せらるゝことがある、例へば納税の義務の如き、市町村に於て多額納税をなす法人が有して居る選舉權の如き皆公法上の關係である、又一方に於ては公法人でありても私法の規定に依りて其外部に對する關係を支配せらるゝことが少なくない、國家自身も亦個々の場合に於て私法上の行為をなすことが少なくないとは説明を俟たぬ、私法の規定に支配せらるゝことが國家の性質を妨げないと同様に國家内の公法人も亦必ずしも常に公法上の關係ばかりを有するのではない、

然れども公法人の行ふ所は國家の事務である、隨て國家の行動が公法の規定に支配せらるゝを原則とする、同様に、公法人の行動も亦公法上の關係であることが其本來の性質である、之に反して私法人は私法上の關係を以て其本來の性質とする、二者其根本に於て異なるのである、(公法とは國家が權力を應用する場合に於て國家と一個人との關係を規定したるものを云ふ、私法とは其他の個人相互の關係を規定したる法規を云ふ

ものである)

(乙) 公法人は自己の名に於て國家の公共事務を行ふものである、自己の事務として國家の公共事務を行ふは必ずしも公法人に限らない、私法人も亦此の様に事務を行ふものである、例へば鐵道會社が軍隊を輸送するの義務を負ひ、或は銀行が兌換券を發行するの權利を有するが如きは、皆公共の事務を行ふものに外ならない、然れども私法人が國家の公共事務を行ふのは特別の公法上の行為に基くものでありて、又同様の行為に依りて其事務を剝奪することも出来る、公共事務を取去りても私法人は少しも之が爲めに其生存を妨げらるゝことではない、之に反して公法人は専ら公共の事務を行ふが爲めに存立せるものである、公共の事務は其生存の目的たり其人の基礎たるものである、公法人より公共の事務を取り去るときは公法人は又生存することを得ない、

(丙) 公共事務は凡て之を國家に統一する、公法人は國家より其事務の分配を受けるものに外ならぬ、公法人の事務は即國家の事務であるとか、又公法人は國家の行政機關であるとかいふのは皆此意味に外ならない、公法人の事務は國家の事務に外ならぬ故に、公法人は國家に對して私法人と異りたる種類の關係を有して居る、此種類の關係は公法人を私法人と區別するの最後の特徴となすことが出来る、

公法人の事務は國家の事務である、隨て其事務の行はるゝと否とは直に國家の目的の達せらるゝと否との分るゝ所であるから、其事務を行ふと否とを以て法人の任意に放任する譯に

は行かぬ、公法人にして若し自分の任意を以て其事務を抛棄することが出来るとしたならば國家の目的は之を達することが出来ぬ、それ故に國家は其公共の事務を公法人に分配する一所に之をして必ず其事務を行ふの義務を負はしめなければならぬ、如何なる方法で以て其事務を行ふべきやは之を公法人の任意に放任しても、其事務を行ふと否とは其任意に放任することが出来ない、云ひ換ふれば公法人は國家に對して自己の事務を擧ぐるの義務を負ふものである、

之に反して私法人の事務は私の事務である、其事務の擧がるに擧がらないとは國家の公共の利害に影響するものではない、隨て國家は之をして其事務を行ふの義務を負はしむるの必要はない、私法人でも固より其事務を行ふに當りて國の法規に反し、又は公共の利益を犯さない所の義務を負ふて居る、然れども其事務を行ふと行はないとは全く其任意でありて私法人は國家に對して其事務を行ふの義務を負ふものではない、全く其事務を抛棄しても少しも國家に對する義務の違反となることはない、

右述べた様な差異に基いて國家の監督權の作用も亦其公法人に對するのと私法人に對するのとで大きな差異がある、私法人に對しては國家は唯其法規を犯したり公益を害したりするなどのない様に監督するばかりである、其法人の設立廢止も大概之を各自の意に任かせて國家自ら之に干渉することはない、公法人に對する監督權は之と異りて、法人が自ら其事務を行はないに於ては國家が自ら強制して之を行はしむる

の方法を設けることを必要とする、其法人の設立に就ても或は國家が之を強制することあり、其廢止又は組織の變更に至りては常に法人の任意に放任しないで必ず國家が之に干渉するは又之が爲めである、

(一) 公法人の種別(現行法規による) (イ) 法人たる營造物、之は學校、病院、水道、郵便又は道路堤防の如き命命權に關係がなくして公共の目的に供せらるる設備を云ふのである、此の様な營造物でありて或は獨立の權利主体、看做さるゝことがある、法人たる營造物とは此の様な種類を云ふのである、

(ロ) 公共組合法、之は例へば水利組合、同業組合の様類でありて、任意又は強制の組合から成り、而して公共の事務を行ふを目的とするものである、 (ハ) 市町村其他の地方團體、府縣及郡は此中に屬する、 (ニ) 私法人、種別(現行法規による) (イ) 社團法人、之は或る事業をなすの目的を以て團結する所の人類の集合体を云ふものでありて、公益を目的とするものもあり、私利を營むことを目的とするものもある、公益を目的とするものは民法の規定に依れば祭祀、宗教、慈善、學術等の團體を云ひ、私利を營むことを目的とするものは會社の様なものである、

(ロ) 財團法人、之は一定の目的に供せられたる所の財産の集合体を云ふのである、例へば眞宗本願寺派が設立せる慈惠的財團の様なるものを云ふ、

(乙) 公法人自治權 公法人は一定の範圍に於て國家の干渉を受けない所、意思の獨立を有するものである、公法人の此意思の獨立を有する範圍を稱して自治權と云ふ、元來自治と云ふことは自己の意思を以て自分の事務を處理するといふ意味である、故に自治權を有するものは意思の獨立を有するもの、言ひ換へれば法律上の人たる資格を有するものでなければならぬ、自治といふのは又行政を行ふの方法である、故に自治權を有するものは公共事務を以て自己の目的とするものでなければならぬ、公共事務を行ふを目的とする人格は即ち國家又は國家内の公法人である、され故に自治權の主体は常に國家又は國家内の公法でなくてはならぬ、然れども自治は官治に對する語であるから、國家が自ら其行政を行ふは之を自治と稱することは出来ない、換言すれば自治權の主体は國家内、公法人である、故に自治とは國家内の公法人が自分の意思を以て其存立の目的たる公共事務を處理するを云ふのである、此定義に於て注

意すべき點は左の通りである、 (イ) 自治は公共事務を處理するを云ふのである、それ故に一個人が自己の一身上の事件を處理したり又は會社其他の私法人が自分の意思を以て其事務を處理するのは自治ではある、 (ロ) 自治は公法人が其公共事務を處理するのを云ふ、故に國家が直接に其事務を行ふはたゞ人民が其機關の組織に參

與する場合でありて自治ではない(英國に於て自治と云ふのは凡て統治者たる人民が國の政務に參與する場合を皆自治と云ふて居るのであるけれども、之は法律上の意義に於ては正當なるものと云ふことが出来ぬ) (ハ) 自治は公法人が獨立の意思を以て公共の事務を處理するのを云ふ、故に公法人が全く其意思の獨立を有せないので専ら國家の指揮命令に依り其事務を處理する時分には之は自治ではない、然れども自治體は絶對の意思の獨立を有するものではない、法規に依り認められたる範圍に於て意思の獨立を有するばかりでありて其範圍内に於ては國家も亦其意思を侵犯することを得ないものである、

以上は法人とは如何なるものか、公法人とは私法人と如何に異なりてありて如何なる性質を有するものであるかといふ大略を解説したものである、聞く所に依れば吾人が兼ねて待ち居たる宗教法案も第十四議會に提出せらるゝ様子である、それに付ても吾人は豫じめ法人、公法人、私法人の觀念位は之を知悉して居るの必要があると思ふて聊か茲に其大略を述べた所以である、 (完)

社 會

◎ 宗教用建物の市税免除 宗教の用に供する神社佛閣等は従來市税を免除し來りし、耶蘇教其他教會等には免稅の規定無かりしが、今回東京市參事會は各種宗教に供する建物は總て市制第九十七條に據りて免稅する事に決し、近日

市會の議に付すべしといふ、此際吾人の最も注目すべきは、寺院の本堂以外の建物、佛教各宗の説教所、未だ届出を爲さざる耶蘇教會堂、天理蓮門等の如き幾多淫祠の會堂等を如何に處せんとするか、百八十萬衆の市民に推されたる議員諸氏に於て遺算なきを要す、

◎ 主張なき言論 幾百種の新新聞雑誌、滔々數千言論去論來讀者を悦ばす快文字なきにあらざり、雖も、破壊的、批評的甚しきは罵詈訕の文字さへ多くして、建設的主張なき言論の横行するは慨かほしき至なり、余輩善かれ惡かれ將た陰にか陽にか建設的主張ある言議を好む

◎ 選舉競争 既に選舉といふ事あれば隨て競争の起るは自然の勢なり競争決して惡しきにあらず、何事にせよ選舉あれば競争すべし、大に競争すべし、公明正大に競争すべし、唯卑劣手段を用ふるに至りては俗人社會と雖も決して、恕すべきにあらず、况や三界の大導師たる僧侶に於てをや、然に近來僧侶の選舉に紛紜多く醜聞夥しきは何事ぞ、過設の日蓮宗本山光勝寺住職の際を見よ、又近日眞言宗大本山觀修寺門跡の選舉を見よ苦々しき次第にあらざるや社會に向て公然待遇を要求せんとする僧侶諸氏少しく謹む所を知れ

◎ 佛學教科書編纂の必要 に付ては無盡燈子丁黨反復して論せり、吾人頗る同感に堪へず、見よ七千餘卷といふ浩濶なる經論釋はありと雖も、中等教育に恰適せる教科書を求むるに見るべからず、世間の科學者にして大體佛教の教理を知らんと欲して書を要むるを得べからず、監獄署内等に具

へ付けて、囚徒などに讀ましむる書籍を捜すも有るなし、されば教科書に限らず、簡易に書きたる良書の必要なるは今日より甚しきは無し、而して未だ世に出さるるは何ぞや、予輩思ふて其原因の一、得たりと信ず、他なし、佛教者は由來保守的思想強く、單に古人のみを崇拜して、今人を賤むの風ある故に偶々新著述出づるあるも、少しも之に向て注意を拂はず、尊敬を置かざるなり、故に其書や普及せず極めて小範圍の間に知らるゝのみにして程なく全く忘れらるゝなり、故に今一層良書を著さんとの奮發する者も少く、遂に良書は出でず又知られざるなり、見よ一般の教科書の如きは、競て新しき著書を用ゐる風ありて、徳川時代の著書の如きは顧みる者なし、例せば歴史の教科書として、日本外史や國史略を用ゐる者おらば殆ど滑稽の如く感せらるべし、佛者は如何、十二宗綱要、明治諸綱要、各宗綱要等の新著續々出でしにも拘らず、立派なる佛學者にして曾て、是等の書に目も觸れずして、只管昔の八宗綱要を大事がり居るの状態にあらんや、斯る守舊的思想が佛學者の頭腦を支配するの間は、佛教に關する良著は出でざるなり、一日も急にそべきは斯る守舊頑冥なる思想の掃蕩に在り、

◎興行物の注意

演劇審判等は所謂「無筆の早學問」にて、勸善に付け懲惡に付け、下層社會の風教に關する事は莫大なり、然るに勸善は世に益あれども懲惡は時に大害を及ぼすべくして益尠しとは古人己に唱ふる所なり、而も懲惡の目的を以て因果應報を説く脚色ならば害も少かるべきも、か

の寫實派といふ一派出で、より此脚色は破れたり、是に於て惡事も任徳といふ見之無きを保せず、固より善事の寫實は結構なれども、奇を好む人心、利を求むる作者興行主は、外人の慘殺事件あれは直ちに之を劇に上すあり、淺草に老婆殺ありといへば忽ち之を講談にするあり、又劇に演せよと注文する者あり、然れども、善事は決して斯くの如く早速に外題とせられて歡迎せられざるなり、予輩固より文學上美術上等より評する者にあらず、唯社會風教上より觀て、是等興行物が實際社會に向て及ぼす影響の大なるを見て、當局者の注意を望むや切なり

◎新なる犯罪 感化事業未だ著しき効驗を顯はすに至らざるに、日に月に犯罪の種類が増加して、罪人の出づるは、うたてき事の極といふべし、新府縣會規則に據りて、議員の總選舉ありしに際して、政黨の競争激甚なりし事は人の知る所なるが其際に、檢察官に檢舉せられ、若くは人民より告發せられし犯罪者は、先月廿八日までの調査に依れば總數五百七人に及べり、之れが府縣割左の如し、

東京	三十九人	大塚	三十七人
神奈川	一一人	茨城	三十五人
千葉	一四一人	埼玉	三十一人
栃木	一四一人	群馬	二十九人
靜岡	一四一人	愛知	二十五人
長野	一三一人	岐阜	二十五人
福井	一三一人	富山	二十一人
福島	一三一人	石川	二十一人
山梨	一三一人	徳島	二十一人
甲斐	一三一人	香川	二十一人
和歌山	一三一人	高松	二十一人
歌	一三一人	岡山	二十一人

之を犯罪行為の種類に依て區別すれば左の如し

一 暴行に關する罪	八件	十九人
一 脅迫に關する罪	一件	一人
一 金錢供與及び取容に關する罪	廿九件	三十三人
一 物品供與に關する罪	七件	二十五人
一 竊盜に關する罪	廿三件	二十六人
一 其の他	十七件	三十三人
又之を黨派の關係に依り區別すれば左の如し		
靈政派	廿七件	百七十五人
同本黨派	廿三件	百四十九人
帝國派	九件	四十九人
實業派	五件	二十三人
無所屬	廿件	六十八人
秋田中正派	一件	百五十二人
黨派關係不明	一件	一人

◎私立小學の廢校

國家が最も保護を要するは、最下級の普通教育と最高等なる學術を修むる者となり、然るに最高等學術を修むる者に對して、國家が冷淡なるは大學院規定を見れば明なれども今は之を論せざるべし、普通教育に對しては保護の薄き事我國の如きは、先開明諸國には類例を見ざる所なり、殊に東京市の如きは、普通教育の機關具はらずして、從來不完全なる私立小學校にて、幾分か補缺し來りしが、是等の學校も種々なる事情にて、廢校の厄運に罹るもの多し、私立學校令を嚴にするも善けれども、多數の兒童を就學すべき學校無きが爲、止むを得ず、遊ばせ置く如き不幸者無き様、注

意して善後策を講せざるべからず、今年一月より八月末に至る八ヶ月間に、東京市内に於て、私立小學校の廢校したるものを聞くに左の十四校なりといふ

◎農業學校長會議

過般高等學校長會議ありてより、新聞紙等にも或は東洋商業學校設立を促すあり、或は商業教育の基礎を論するあり、農業學校長會議も僅々五日間の會期中に何程の事も出來ざるべけれど、之れに由て、世人の注意を促す點に至りては利益大なりといふべし、又今回文部省が提出せる諮問案の如きは頗る緊要なる件なれば、校長諸氏ば當に會期中の問題とせず、今後引續きて研究せられたるものなり、

◎帶妻可否論

眞宗を除きて他の十餘宗に在りては(法律上總て僧侶の妻帯を禁せざるも)宗規上は之を禁せり、而も實際此宗規を嚴守する僧侶は至て少し、是に於てか帶妻の可否論起る、頃日明教誌上此論戰最盛なり、而も猶直接當局者のみにして未だ他の容態を見ず、然れども十萬に近き僧侶の家庭に關する事なれば、社會問題に熱心なる士は眞摯に研究する價值十分あるべし

◎日本基督教の將來

文部省訓令に於て彼等は頗る狼狽の有様にて、過般來其筋に向ひ運動しつゝあるとは別項所

載の如し、今又「時事新報」の記載する所を見るに、彼等の將來に關し其内部の事情を知悉するに詳かなるを以て之を左に紹介せむ、

近來佛教社會の佛教公認運動と相對して注意すべきは文部省訓令に反抗する基督教社會の運動にして文部省の一訓令些細の事なれども實際基督教社會に影響する所少なからざるもの、如く現に數日前の一外字新聞は同訓令を以て日本政府が外國人を疎外せるものなりとし從來の政策中此度程外人に不快の感を興へたることなしと論せる如き其の外人感情の一斑を知るべし然るに政府は右訓令を以て一般の宗教と國民教育とを分離せるものなりと辯疏すれども訓令の結果は單に基督教の發達を害するに止まり佛教社會は何等の痛癢を感ぜざる、この實際の事情なれば外人は直ちに文部省訓令は基督教に加へたる迫害なりと不平を鳴らすも理なきにあらず初め外國傳道會社にては日本人が西洋の文明を輸入して猶豫なく政治上の舊制度を改め社會上にも西洋主義を採用すること多しと見ても其心には一擧して日本を基督教國と變ずることを得べしと想像し資金を寄附する者も日本傳道の爲に費やすを條件として寄附し宣教師も争ふて日本に來ることを望みしに扱實際の結果如何と云へば日本人は左程輕々しく基督教を信ぜず剩さへ外人が將來に望を屬せる信徒も其後基督教を脱するに至るもの少なからざる其上に日本基督教信者の智識進歩するに從ひて從來の如く何事も外人の言に盲從するを好まず隨分相應の理屈も並ぶる程になりたれば外人も最早や無智の小

兒を遇する様には行かず自然日本傳道の熱心を減少し六七年以來は金を寄附するものも日本傳道の爲めとは云はず宣教師も日本に來ることを好まず却て支那印度等に力を盡すの方針を取りたる今日に於て又々文部省訓令の發布ありたることなれば其結果は想像するに難からず尤も表面は該訓令を遵奉すると稱し内々は基督教の教育儀式を行ふの望なきに非ざれば外人は斯かる窮手段を取るを好まず從來の基督教主義の中學校の如き爾後は法令の規定せる學科課程に據るを要せず國民教育の系統以外に獨立して子弟を教育すべしと論ずる者多く多年我國に在りて我國の事情に通せる者さへ此の如き有様なれば本國に於ける傳道會社に於ては尙更らの事に於て結局外國傳道會社をして我國に基督教を布教するの困難を覺り將來の望を絶たしむるに至るべし勿論日本基督教の爲めには日本の獨力を以て布教の業を經營せんころ宜かるべけれども目下外人の資力に依らず日本人の獨力を以て布教に従事する者組合教會日本基督教會の二教會あるのみ此二教會に屬する信徒大略二萬人程にて隨分盛大なるには相違なれども其他のメンヂスト教會、監督教會の如き現に外人の資力に依ると多き有様なれば文部省訓令が日本に於ける基督教に大打撃を與ふるも自然の成行なり尙ほ文部省内には八月四日の訓令の制裁を官公立學校に限るの事に同意する有力者もあれども肝腎の樞山文部大臣は如何にも同訓令の精神及び結果を十分に了解せざる趣あり若し同大臣にして信教の自由を尊重すべきこと及び此訓令が基督教排斥の結果を奏するに過ぎざることを十分

に了解せば同訓令の効力を官公立學校に限るには格別反對せざるに至るへしと云ふ併し兎に角今日迄の成行によれば文部省其訓令の趣旨を何處までも實行するに相違なかるべく目下基督教社會中の人々より陳情書を當局者に呈し其反省を求めつゝある由なれども多分其功を奏せずして終るべく其際には輿論に訴へて是非を定むべき決心なりと云ふ、

◎雜俎 宗教學校の各校主は此頃樺山文相を文部省に訪問し、例の文部省訓令に付交渉する所あり、此訓令の存する以上は宗教主義の學校いたく困難する事情を陳述し、除外例を設けて暫らく訓令の施行を延期せんとを請求せしに、大臣は單に其希望を聞くに止め別段何等の回答をも與へざりし由なるが、元來同令は發布前既に大に考究し、樞密院より上奏したる位なれば學校外にて教儀を授くるは差支なきも、今俄に除外例を設くる事は到底出来難き議なりとの事に確定し居れりと云ふ◎東北線の氣車は常川の涯、俄然未曾有の暴風に遇ふて、轉覆の災厄に罹り未曾有の大慘事を極めぬ、人生の運命實に測り知るべからざるものあり、日鐵會社は如何にして此等不幸の遺族を慰め且満足を與ふべきか◎今や天高く氣澄み、滿庭の露華漸く滋く蟲聲唧々韻語に似たり、秋風落葉を誘ふて天地寂寞、滿眼の風光凄其ならざるはなし、吾人は益々教界の前途を思ふや切なり◎讃岐多度郡六郷村の有志諸士今回海南慈善會を組織し、其事業として育兒部、療病施藥部、感化保護部、教育部等を設け以て大に人民の感化を計らむとす云ふ、吾人は只管其成功を望む、

雜 錄

明治三十一年十月二十七日久我從一位夫人薨す  
天皇皇后兩陛下震悼し給ひ、皇后陛下より菓子一折を從一位殿へ祭案約五百圓膳部五十人前を侯爵殿へ賜ひ、又兩陛下より御見舞として御菓子を賜ひ、又皇后陛下より再膳部五十人前を賜ひたり、聴くもの誰か皇恩の優渥なるに感泣せざらむ。越えて十一月三日佛式を以て臨濟宗谷中臨江寺に葬る、喪主久我侯爵嫡嗣常通殿斬衰徒歩靈柩に隨はれ紀州徳川侯已下の親族方東久世伯爵已下の宗族方皆之に隨ひ、大谷派新法主、代理、曹洞宗兩山貫主代理、及び大臣、勅任官、貴衆兩院議員、國學院學生無慮一千名肅然として會葬す、我大日本佛教徒同盟會本部は謹んで生花一對を捧げて微衰を表し、本部役員岡田治衛武、片山國嘉、安達憲忠、今井喜八、西澤善七、柏原文太郎、近角常觀、秦敏之、本多辰次郎、眞岡湛海、石川成章を始め會員有志會葬し奉る、而して全国各地同盟會より吊電吊辭續々として臻る、又當日式場に於て近角總務員は全國同盟會員を代表して、吊文を朗讀せり、乃ち記して數十萬の會員に示し、靜念默讀其處に在るの誠を致されむことを庶幾ふと云爾

大日本佛教徒同盟會會員一同。會頭久我侯爵北堂禪光院殿淑相妙徳大姉の靈に白む。嗚呼温乎たる其容復見ゆる能はざるか。諄乎たる其音復聞く能はざるか。母堂居常深く法を信し恒に慈悲の德音を味ひ玉へり。而して今や溘焉吾

人。を。捐。て。淫。褻。寂。靜。の。雲。に。隠。れ。玉。ふ。嗚。呼。哀。哉。恭。し。く。惟。み。る。に。久。我。家。の。日。本。佛。教。と。因。縁。あ。る。一。日。の。事。に。あ。ら。ず。天。台。の。座。主。明。雲。僧。正。曹。洞。宗。の。高。祖。道。元。禪。師。西。山。派。の。開。祖。證。空。聖。人。の。如。き。皆。久。我。家。よ。り。出。つ。る。と。こ。ろ。而。し。て。真。宗。の。高。祖。親。鸞。聖。人。は。實。に。道。元。禪。師。と。再。從。兄。弟。に。當。る。と。云。ふ。如。此。世。々。佛。教。と。關。係。密。な。る。所。以。の。も。の。宿。緣。の。深。厚。洵。に。測。る。べ。から。ざる。も。の。あ。り。て。存。す。憶。ふ。に。母。堂。渾。然。た。る。淑。德。清。婉。な。る。貞。操。蓋。し。克。く。宗。教。真。髓。の。發。洩。せ。し。も。の。今。や。音。容。渺。茫。と。し。て。復。接。し。奉。る。に。由。な。し。嗚。呼。哀。哉。曩。に。侯。爵。現。時。道。義。の。敗。類。を。憂。ひ。日。本。宗。教。の。不。振。を。嘆。し。慨。然。と。し。て。本。會。を。主。唱。せ。ら。れ。全。國。響。應。將。に。佛。教。信。徒。の。精。神。的。同。盟。成。ら。む。と。す。而。し。て。老。公。北。堂。嬰。鑠。と。し。て。堂。に。在。せ。り。吾。人。會。員。以。爲。ら。く。恐。く。は。會。頭。日。本。佛。教。界。の。面。目。を。一。新。せ。ら。れ。光。輝。八。紘。に。耀。く。の。日。功。を。兩。膝。下。に。報。せ。ら。る。に。近。に。あ。る。べ。し。と。今。や。大。勢。既。に。定。ま。り。て。母。堂。忽。焉。と。し。て。長。逝。し。玉。ふ。嗚。呼。哀。哉。時。正。に。晚。秋。滿。目。の。風。物。蕭。索。と。し。て。悲。哀。凄。愴。の。情。に。堪。へ。ず。空。しく。松。前。に。跪。き。て。覺。へ。ず。涙。滂。沱。たり。今。や。幽。冥。界。を。異。に。す。と。雖。も。花。香。薰。じ。香。烟。亂。る。處。勞。瘁。と。し。て。音。容。に。接。する。が。如。く。恍。惚。と。し。て。神。明。に。交。る。を。覺。ふ。嗚。呼。英。雲。洋。々。と。し。て。我。上。に。在。す。か。我。左。右。に。在。す。か。茲。に。全。國。數。十。萬。の。會。員。に。代。り。謹。て。字。を。薦。め。奉。る。尙。く。は。祖。宗。の。遺。靈。と。共。に。日。本。全。國。佛。教。信。徒。の。上。に。照。監。冥。護。を。垂。れ。玉。へ。謹。て。白。す。

大日本佛教徒同盟會總務員惣代  
明治三十二年十月三日 近角常觀

雲水雜記 (一)

久保猪之吉  
◎ 穢爾たる佐渡の一小島よ！汝の名は予が小學、中學の時代に於て屢耳にせしにもかゝはらず予が印象には残らざりき。然るに今や最も懐かしく最も忘れがたき地名として予が腦中に宿れり。あはれ恂美の大佐渡、小佐渡よ！  
◎ 『來よと言つたて往かれうか佐渡へ、佐渡は四十九里浪の上』とは如何に日本國民の頭腦を占領せし俗語なるぞ。されば刑罰の遠島の第一としては佐渡を數へ隠岐を數へき。母君の許をも受けずして此波浪を越え此遠島へ航せしは燃ゆるが如き道念の刺撃によりし也。  
◎ 四月八日の釋尊降誕會の爲めにて學兄近角君より日蓮聖人の傳を綴りてと依頼をうけしは此春の事なりき。かの「星月夜」七十頁の第七篇「佐渡の荒浪」といふ一篇こそ此道念の基とはなりにけれ。  
◎ かの篇を見給ひし讀者は記し玉へりや。  
『朝には、一部の妙法、手に握り、草堂を出で、日を仰ぎ、法華止觀を眼に曝す。  
夕には、五塵出離の雪をかみ、氷るが如き月をみて、題目七字を先づ唱ふ。  
蟻の如、集り來る法敵は、信濃越路の境より、塚原の里に輻輳す。  
權實の鋒を交へて、襲ひ來る敵の質疑も解け行きて、利劍に瓜を斬る如し。』

此實に佐渡に於ける聖人の生活ならずや。觀心本尊鈔開目鈔等の攝受門とみるべきものを書かれしも此島にてならずや。想ふ昔、獅子猛奔の勢を以て幕府に迫り鎌倉五山を罵り、天下を敵としたる安國論の主張者が此島に入りてより四年。如何に沈痛に、如何に着實に、如何に奥深く、如何に氣高く、如何に宗教家らしくなりしぞ。此間の轉移を想ふ時は波浪、遠島の念は全く去り唯道念が予の一身を此地に運ばむとしたりし也。  
◎ 予が佐渡に入りて詠み出でたる歌は二百にも近かるべし。その内最もかの地の人に感と興へ涙を催さしめたるは母君が鬼もや棲むと問はせつる  
大佐渡小佐渡浪しづか也。

といふになむありける。島内實に平和にして人淳朴也。國仲の平野所産の米は島民を養つて年々五万石を餘すとかや。全國中犯罪人最も少しとは統計學者より聞きしとて、これ亦その一斑を窺ふに足るべきか。  
◎ 若夫れ、碧一空、星斗降らむとする夜、尾花が崎あたりををゝるあるさせむか。耳を貫きて聞ゆるは何等の樂音ぞ。惜むべし異郷の孤客唯譜をき、「イツコラナー」「アイノジヨウジョウト」のはやしを解するに過ぎず。  
面白き小佐渡少女の節はあれど

謠のこゝろは聞きわかずしてこれ所謂麥搗謠にして共同事業の初歩也。即ち拾人程も相倚り夜な〜交代して麥を搗さめぐる也。

合 音

奥村五百子傳(五)

秦 敏 之

明治の御世も六とせせまで重なりて、天下又亂世を思ふものなき世となりては、早くも身を實業に委ね、殖利の道を講ずるもの、武士の中にもいと多くなりければ、凡てのことに後れを取ることを好むる五百子は、其夫をすゝめて東京に出て、三百有餘の所有金を資本として、古着屋商賣を始め兎にも角にも、商業によりて其家の生計を立てたりけり



然るにその頃より征韓の論起りて、廟堂の諸公其説二派に分れ、西郷黨の一派は頻りに征韓の論を主張し、岩倉黨の一派は共に平和説を唱へ、遂に兩議を執奏して、非征の勅裁ありければ、西郷黨はみな職を罷めて其郷に歸り、江藤新平佐賀に於て陰に征韓の黨を集め、次て西南の戦役となる、この時五百子の夫彦九郎も亦西郷黨の一人にして、深く征韓論の是なるを信す、自から佐賀に至りて大砲鑄造のことに従ひしかば、五百子も亦夫の志を助けんが爲に、中村等と共に上州に至り、彈丸、彈藥の製造に従事して、佐賀に歸りしに、兄圓心師は全く五百子と意見を異にし、竊かに五百子を招きていへるやう「五百子よ、こたびこそは方向を誤るべからず、汝若し西郷黨とならば、是れ實に朝敵なり、若し一步を誤まらば汝は遂に逆賊の名を蒙りて斃るゝに至らん、ゆめ誤りたまひそ」とありけれども、已に先入主となりたる夫人の「一徹心は又動かすべくもあらず、五百子ひとりつらく思ふよう」たゞと兄圓心が説論なりとも我信する所は狂くべからず、苟も國家の臣民たる已上は、國家の安危に就て憂ひざるへからず、今朝鮮と我國とは實に唇齒輔車の關係あり、朝鮮にして他國の爲に亡ばされなば、我國の安危又圖るべからずして、恰も唇欠け齒寒さの感あるぞかし、廟堂の平和論者の如きは、徒らに列強の勢力に畏縮して、又國家の安危を顧みざるものなり、國家の逆賊なり、たゞ朝敵の汚名を蒙るとも、國家の安危を思はざる逆賊を討ち斃さんば臣民たるもの、本意ならずや」とて尙も戰爭の準備に餘念なかりしに、兄圓心は

彦九郎は今西郷黨の一方の旗頭となりて、佐賀に於て大砲鑄造に餘念なし、西郷若し斃れなば、わが夫も亦斃るべし、妾も亦夫に従ひて死せんは豫ての覺悟なれば、兄上が百方之を止め給ふとも亦詮なかるべし、若し強て妾を妨げ給はば、妾は兄上を暗殺し奉らんより外なし、さりながら妾自から兄上に及向ひ難ければ、院家次郎を以て兄上を暗殺し奉るべし、其御覺悟あるべしと、正しくその實情を明し、兄圓心師をして之を避くるの餘裕あらしめしは、さすがに肉身の恩愛なるべし、圓心師は五百子の決心動かし難きを察し、遂に五百子に對していへるやう、おん身身の覺悟あらば、われはた何をか隠さんや過ぐる日我れは、京都の御本寺、東本願寺より召喚せられ今度の騒動に關してはゆめ順逆を誤らざるやうすべし、又朝廷の爲に及ばん限りの力を盡せよと命せられ、われも亦固より其主義にてありければ、決して此命に背くまじきことに誓へり、若し本願寺の末寺たる我にして賊に組したらんには本願寺の迷惑一方ならざるべしさればわれは此度本願寺の爲に、又朝廷の爲に汝等と事を同すること能はず、さらば兄妹の契りも今日限りなるべし、只再會の場處は戰場あるのみとて、屹と容を改めて、互に永別の蓋を取りかはしけるかくて五百子は兄の下を辭して歸りけるに、うの夜となり風雨いどはげしく、四方のけしき物すさまじく、往來の人絶てなければ、次郎は五百子と申合せ、今宵こそ圓心を暗殺するに屈竟なればと出て行く、五百子は之を見送りつゝ、ひとり思へるやう、今日の談話にて圓心もその身構へを爲すか、

妹の賊に黨するを慨し、百方之を妨げん術を講せしかば、五百子は遂に同志者と協議し、兄圓心師を暗殺せんことを決したるに、當時殺伐の氣風強き世の有様とて、圓心師に對する加害者は五百子こそよからめと評議一決し、五百子も亦之を否むに由なかりしは、義にのみ走る武家の習ひとはいひながらいと、口惜しき事なりき

されば恩愛の契り断ち難きは人情なり、男まさりとはいひながら五百子も亦女性たるを免がれねば、議論の點に於ては兄と争ひをもしつれ、正しく兄を殺すべき役目となりては何とて能く之を遂げ得べき、兎角躊躇の模様あるより、五百子兄妹の御弟なる院家次郎なるもの、深く五百子の心情を察し、五百子に對していへるやう、おん身は自から兄に對して手を下すことも叶ふまじ、我は從弟なればたゞ手を下すこともおん身よりは罪淺かるべし、暗殺の任は我れに任し給へかしとありければ、五百子も大に喜びて其意に従ひつ、さて他の同志者へ對しては女々しき行ひをも爲し難ければ、或日自から兄圓心師の處に至りて言へるやう「久しき間志を同ふし、千辛萬苦を共にしたる兄上、今更奴を奉るは本意なけれど、そが信する主義は飽までも替へ難し、兄上も亦其御氣象として、かくまで信し給ひし御主義は替へ給はんことも叶ふまじ、されは今日こそ生死の別れを告げまつらんとて來り侍れ」といひけるに、五百子よりも溫和にして情義いと厚き圓心師は、之をさして難くこと一方ならず、百方五百子をすくめて改心せしめんと欲すれども五百子は中々聞き入れず、そが夫

或は其身を隠すべし、さりながら若し圓心の運拙くて空く及の露と消えたらんにはと、氣丈の五百子もさすがにこの袂を濕はしける、さるほどに次郎は失望の体にて歸り來り、圓心は何れへか消え失せて姿見ぬれば、空しく歸り來れるなりといひければ、五百子は胸の中にてはつと安堵の息を漏しけり

會 報

◎小田原愛國佛教會 相州小田原に於ける同會本年八月同地寺院三十余名の發起により創立し、爾來益々擴張し、同地の野村子爵、西岡道明氏を初め、有力なる賛成者益々増加せり、直して去る九月十七日晝夜二回同地善光寺に於て大演說會を開けり文學士近角常觀、西岡道明高瀬泰成野々山廣關田澤俊明岸秀岳等の諸氏の演說あり、西岡氏は毎日新聞に連載せる「海外思想の變化」なる論文につきて駁撃を加へ、論鋒犀々頗る首緊に當れり、當日は野村子爵も出席せられ、大に盛會なりき、同地の有志者益々熱心に盡力せらるるを以て將來大に有望なりと云ふ其趣意書並規則左の如し重なる發起者は秋田昇龍高木快雅三宅日鏡乾是證吉田典定中邑南海の諸氏なりと云ふ

此會の宗旨は、佛敎の精神を以て、社會の進歩を期し、國民の幸福を謀り、慈善の事業を興行し、國家の強盛を期すことなり。其宗旨は、佛敎の精神を以て、社會の進歩を期し、國民の幸福を謀り、慈善の事業を興行し、國家の強盛を期すことなり。

第一條 本會ハ愛國佛教會ト稱シ本部ヲ足柄下郡小田原町新玉四丁目善光寺内ニ置ク

第二條 本會ハ佛教法話或ハ德育ニ關スル談話講義ヲ開キ愛國護法ノ實ヲ舉ル

第三條 本會ハ別テ左ノ四種トス 名譽會員 特別會員 正會員 賛成員

第四條 本會ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事項ヲ履行ス...

南北佐久兩郡佛教同盟會にては今回陸軍豫備後...

越中 西礪波郡各宗同盟會にては、彼岸中日を期...

越中 西礪波郡各宗同盟會にては、彼岸中日を期...

谷賢了兩師の演説あり、今石動町婦人教會にては去る八日全...

顯輝會の大會 全會にては今回會則を改正し廣く會...

壯年會 同會は去る七日目下の宗教法案問題に付て、...

政教時報第十九號目次

- 社説 宗教法案の精神如何
論説 眞宗の教育方針に就て所感を述べ、理想の必要
社説 宗教法案、中等社會等
雜誌 臺灣島知本社の近況
信界 靜觀錄(十五)佛陀を近きに求めよ
今昔 奥村五百子傳(四)
會報 各地運動の景況

本誌廣告

本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす...

Table with subscription rates: 一月 一ヶ月 六ヶ月 一年

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

眞宗通鑑

菊判形洋裝美本 特別減價當分一部金四十錢

眞宗通鑑は眞宗弘布の資に供せん爲め簡易明瞭に眞宗信者...

發行所 東京市本郷區 西片町十番地 九 阜 堂

香月院深勵講師說 一等學師小栗栖香頂校閱  
皆往院頓慧講師說 一等學師南條文雄 跋文

# 真教行信證講義

(目次)

●教卷三冊

●行卷十冊

●信卷十冊

●證卷二冊 (以上香月院深勵講師說)

●皆往院頓慧講師說

●皆往院頓慧講師說

本講義の眞宗學徒に必用なるは今更喋々を要せざるなり殊に小栗栖香頂老師の嚴密なる校訂を經襲に東京本郷區玉惠堂の名に出版せられ昨年漸く其完成を告げたる者なり然るに今般弊館に於て右の版權并殘本類悉皆讓受けたるを以て此際舊來購讀諸君にして欠本を有せらるゝ方の爲めに左の日限を限り右欠本の需に應ずること、せり即ち此日限を十月三十一日限りとし若し此日限を越へたるときは如何なる事情あるも前部揃の外は賣出し不申依て欠本の諸君は此際至急御申越有之べく弊館は此欠本の數を標準として再版仕り候間出版次第御送附申上候此段固く御注意の爲廣告候也但し現在の分丈は御注文次第御送附申すべく候

皆往院頓慧講師說

## 眞佛土化身土講義

右は追て出版可仕此段豫告候也

發行所

佛書專賣所

東京

神田駿河臺  
御茶の水

光

融

館

## 大取次所

東京 東京堂 東海信文堂 北隆館 京都法藏館 大阪 金尾種次郎 萩原耕造  
上田屋 伊藤清九郎 西村十次郎 吉岡平助 其 中 堂  
越前 酒井安兵衛 加賀、宇都宮源平。越中、高岡學海堂。信濃、西澤喜太郎。美濃、郁文堂  
品川 大右衛門 筑前、積善館支店。越後、目黒甚七。高田、小方書店。豊後、甲斐治平

明治三十一年十二月二十六日逕信省認可